

## IV 青果物流通システム高度化事業

### 第1 趣旨

要綱別表4の青果物流通システム高度化事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

### 第2 事業実施主体

- 1 要綱別表4の1の地区推進事業の事業実施主体となる青果物流通合理化協議会(以下「協議会」という。)について、生産局長が別に定める要件は次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。

なお、事業を実施しようとする地域において、以下に掲げる要件を満たす協議会が既に存在する場合は、当該協議会を事業実施主体にできるものとする。

- (1) 生産者、物流事業者(中間事業者を含む。なお、中間事業者とは、産地と食品製造業者や外食事業者をつなぎ、産地から購入した農産物を食品製造業者等のニーズに合わせて安定的に供給する(場合によっては、選別・調製・加工等も行う。)ことに加え、加工・業務用需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する流通事業者のことをいう。以下同じ。)、実需者、地方行政機関等により協議会が構成されていること。このうち、生産者、物流事業者及び実需者は必須の構成員とする。
  - (2) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。
  - (3) 協議会規約において、一つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 要綱別表4の2の全国推進事業の事業実施主体となる協議会は、1の(2)及び(3)の要件を満たす協議会とする。

### 第3 事業の実施方針及び内容

#### 1 事業の実施方針

本事業では、生産者、物流事業者、実需者等が一体となつて行う青果物流通の合理化・効率化に必要な新たな流通システムの構築に向けた取組を行うものとする。

#### 2 地区推進事業

- (1) 最先端物流合理化技術導入への支援

##### ア 協議会の設置・運営

青果物流通の合理化・効率化に向けた協議会を設置、開催できるものとする。

##### イ 新流通方式の導入に向けた関係者の連携促進

トラックから鉄道・船舶輸送へ輸送手段を切り替えるモーダルシフトや往路に加え帰り荷も確保することによって積載効率を向上させるツーウェイ輸送な

ど、青果物の新流通方式の導入に向けた講習会、情報交換会、流通実態調査、流通円滑化システム体制の構築の取組を実施できるものとする。

(ア) 講習会・情報交換会の開催

青果物流通の合理化・効率化に向けて、産地集出荷体制の一元化・集約化や新流通方式導入等のための講習会の開催、産地間連携による広域流通体制等の実現・加速化に向けた情報交換会の開催を実施できるものとする。

(イ) 流通実態調査の実施

当該地域の実情を踏まえた新流通方式の導入や既存の流通方式の改善等の取組を推進するため、流通事業者や実需者に対するアンケート調査やヒアリング調査等の流通実態調査を実施できるものとする。

(ウ) 流通円滑化システム体制の構築

産地から消費地までの円滑な輸送体系を構築するため、(ア)の講習会等や(イ)の流通実態調査の結果を踏まえた、流通管理システム導入の検討、講習会、マニュアル作成等を実施できるものとする。

ウ 青果物流通システムの構築

青果物流通の合理化・効率化に向けた新たな流通システムを構築するため、技術の導入実証、流通改善方策の策定、先進事例調査を実施できるものとする。

(ア) 新流通方式の導入実証

青果物流通の合理化・効率化を図る際、それに必要な最先端の品質管理技術、低温設備、多段階温度管理システム等の導入実証（導入実証とは、導入の本格化に向け、協議会の実情に応じた大規模な実証試験のことをいう。以下同じ。）を実施できるものとする。また、生産から販売まで円滑な輸送体系の構築に向け、ITを活用した集出荷輸送システムや配送マッチングシステムの導入実証についても実施できるものとする。

(イ) 流通改善方策の策定

効率的な集配ルートや出荷規格・形態の統一化の検討・試作などによる既存の流通体系の効率化に向けた改善方策の策定、マニュアルの作成、研修会、コスト削減の定量的な効果の検証等を実施できるものとする。

(ウ) 先端事例調査の実施

当該地域の青果物流通の改善に資するため、流通の合理化に成果を上げている先進地等の調査を実施できるものとする。

(2) 最先端青果物長期貯蔵技術導入への支援

ア 検討会の開催

(1)のアで設置した協議会において、効率的な輸送システム導入や安定供給体制の構築に必要となる新たな長期貯蔵技術導入等について、本事業を効率的に実施するための検討会を実施できるものとする。

イ 新たな長期貯蔵技術等の導入に向けた実証

生産者、物流事業者、実需者等が連携し、土日・祝日の市場閉場時の輸送量が少ないタイミング等を狙った効率的な輸送を可能とするため、講習会等の開催、消費地域に隣接した貯蔵保冷設備や集出荷貯蔵施設における長期保存技術

の実証等を実施できるものとする。

(ア) 講習会等の開催

新たな流通システムに対応した長期貯蔵技術導入に資する講習会、長期貯蔵や鮮度保持に係る問題点の抽出、技術導入マニュアルの作成等を実施できるものとする。

(イ) 実態調査の実施

(ア) で抽出した問題の解決や長期貯蔵技術の導入を進めるために必要な、青果物の鮮度に係る実需者へのニーズ等把握調査等を実施できるものとする。

(ウ) 長期貯蔵技術等の実証

効率的な輸送技術の導入に向け、消費地域に隣接した貯蔵保冷設備や集出荷貯蔵施設等における長期貯蔵技術、生産から販売までの輸送間の切れ目のないコールドチェーン導入に必要な品質管理システム、長期貯蔵に対応した加工技術の導入等の実証を実施できるものとする。

### 3 全国推進事業

青果物（野菜、果実及び茶とする。全国推進事業においては、以下同じ。）流通の合理化・効率化による青果物の安定供給体制を構築するため、物流事業者の育成・確保を図り、青果物を対象として次の取組ができるものとする。

(1) 全国協議会の設置・運営

需要拡大に対応した青果物の新たな生産流通モデルの産地育成・強化を図るため、新流通方式の導入促進や産地の生産流通体制の構築等に係る全国団体等の事業運営のための協議会等を開催できるものとする。

(2) 青果物の輸送コスト低減に向けた取組

ア 検討委員会の開催

生産者、物流事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討委員会を開催し、青果物の輸送コスト低減に向けた課題、改善方策に関する知識や情報の提供等を行うための意見交換会の開催、新流通方式に対応した生産流通技術の勉強会及び情報収集並びに普及促進に係る企画、イの現地検討会実施の選定、輸送コスト低減マニュアルの作成・普及等を実施できるものとする。

イ 現地検討会の開催

アの検討会で抽出した課題や改善方策等を踏まえ、輸送コスト低減に向けた現地実証試験の実施、とりまとめ及び普及促進に向けた現地検討会の開催等を実施できるものとする。

ウ 青果物の流通実態調査の実施

事業の効率的な実施を図るため、青果物流通の実態把握に必要となる物流事業者及び実需者等への実態調査を実施できるものとする。

(3) 物流事業者の育成・確保に向けた取組

ア 検討委員会の開催

物流事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討委員会を開催し、青果物輸送における技術的課題や経営上の課題の抽出、その解決手法に関する技術等の情報提供を行うための検討会の開催、イの情報交流会の企画を実施できる

ものとする。

イ 交流会の開催

新流通方式の導入による安定的な生産流通体制の確立や付加価値の高い青果物の供給による販路拡大等を促進するため、交流会の開催を実施できるものとする。

(4) 最先端流通方式の確立・普及に向けた取組

ア 検討委員会の開催

生産者、物流事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討委員会を開催し、モーダルシフトやツーウェイ輸送など最先端流通方式の導入に向けた知識や情報の収集、導入・普及に向けた意見交換会の開催、イの現地検討会の企画、最先端流通方式導入マニュアル、需給調整マッチングシステムの作成・普及等を実施できるものとする。

イ 現地検討会の開催

最先端流通方式の導入・普及に向けた現地実証試験の実施、とりまとめ及び普及促進に向けた現地検討会の開催等を実施できるものとする。

ウ 先端事例調査の実施

最先端流通方式の導入に係る情報を発信し、普及を加速化させるため、流通の合理化に成果を上げている先進地等の調査を実施できるものとする。

(5) 最先端貯蔵技術の確立・普及に向けた取組

ア 検討委員会の開催

生産者、物流事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討委員会を開催し、新流通方式に対応した貯蔵技術導入に必要な知識や情報の収集、意見交換会の開催、イの現地検討会の企画、技術導入マニュアルの作成・普及等を実施できるものとする。

イ 現地検討会の開催

新流通方式に対応した貯蔵技術導入による出荷時期の調整・延長や端境期の解消など青果物の安定供給、高付加価値化などを目的とした冷蔵・冷凍技術の導入に必要な実証試験を実施できるものとする。

(6) 国内産地の生産流通体系構築に向けた取組

ア 検討委員会の開催

生産者、物流事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討委員会を開催し、新流通方式導入や安定供給に対応した生産流通体系の構築に必要な知識や情報の収集、検討を行うための意見交換会の開催、イの現地検討会の企画、技術導入マニュアルの作成・普及等を実施できるものとする。

イ 現地検討会の開催

輸送数量の大ロット化等に対応した栽培技術体系、品種の選定・栽培方法など新流通方式や実需者ニーズに応じた生産流通体系の構築等を図るために必要となる実証試験、研究会・セミナーの開催、生産流通一貫マニュアルの作成を実施できるものとする。

## 第4 事業の実施期間

要綱第3の1の生産局長等が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度内とする。

## 第5 事業の成果目標

1 要綱第4の1の成果目標の基準は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 地区推進事業

協議会は、次に掲げる成果目標のうちアについては必須とし、合計1つ以上の成果目標を設定するものとする。

ア 当該事業で取り組む対象品目について、当該協議会の輸送効率を3%以上向上する目標を設定するものとする。なお、輸送効率とは、単位数量当たりの輸送経費(円/kg)又は単位時間当たりの輸送経費(円/hr)の指標を用いて、定量的にその効果が分かる数値を用いて設定することとする。また、目標は品目単位で設定できるものとする。

イ 当該事業で取り組む対照品目について、従来の出荷単位以外の出荷単位と集出荷の集約化を図り、効率的な輸送に取り組む場合においては、当該事業対象品目における全出荷量の10%以上集約化を図る目標を設定するものとする。なお、目標は品目単位で設定することができるものとする。

ウ 当該事業で取り組む対照品目について、青果物の周年安定供給体制の構築を実現するため、青果物流通の合理化、効率化に向けた取り組みを他産地や異業種と連携して実施するものとする。

### (2) 全国推進事業

#### ア 野菜又は果実

本事業で実施する現地検討会・交流会等において、青果物流通の合理化・効率化等に向けた生産流通一貫体系の取組を行い、青果物の生産流通に係る最新の知見等を合計2,000名以上に対して情報提供し、普及・推進につなげるものとする。

#### イ 茶

本事業で生産者、茶商を含め、茶の需要拡大に向けた検討会を開催し、茶の生産・加工・販売までの流通体系を調査する一方、消費者ニーズを捉え、茶の消費拡大に向けた取組を行う茶販売店が現状より5%増加する取組を行うこととする。

2 要綱第4の2の生産局長等が別に定める成果目標の目標年度は、平成27年度とする。

## 第6 事業実施計画

1 地区推進事業を実施する協議会は、要綱第5の1の(1)に基づき、青果物流通システム高度化事業(地区推進事業)の事業実施計画(以下「地区事業計画」という。)を別記様式第1号別添1により作成し、都府県にあっては直接、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して地方農政局長(北海道にあっては生産局長、沖縄

県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。

2 要綱第5の1の(3)の生産局長等が定める重要な変更については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

3 全国推進事業を実施しようとする協議会は、要綱第5の1の(4)に基づき、青果物流通システム高度化事業(全国推進事業)の事業実施計画(以下「全国事業計画」という。)を別記様式第1号別添2を作成し、生産局長に提出するものとする。

## 第7 事業の承認及び着手

1 事業の承認については、要綱第5の2によるほか、次の(1)及び(2)に基づき行うものとする。

(1) 地方農政局長は、第6の1により協議会から提出された地区事業計画について、次の要件をすべて満たす場合に限り、予算の範囲内で、要綱第5の2に基づく承認を行うものとする。

ア 事業実施主体が第2の1の要件を満たす協議会であること

イ 事業の取組内容に応じて第5に定める成果目標が定められていること

(2) 地方農政局長は、(1)により地区事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける協議会に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の地域協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

(3) 生産局長は、第6の3により全国推進事業を実施しようとする事業実施主体から提出された全国事業計画について、要綱第5の2の(2)に定める選定審査委員会において選定に係る審査を実施し、妥当であると認められる時は、これを承認し、承認された事業実施主体に対して別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、承認されなかった者に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

(4) 別に定める公募要領により選出された補助金等候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

## 2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、協議会は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、協議会は、

事業について、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、協議会は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、協議会は、交付決定前に事業に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10889号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう協議会を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- (4) 全国推進事業の事業実施主体の事業の着手については、(1)から(3)までの規定を準用する。その場合は、(1)及び(3)の「地方農政局長」を「生産局長」に読み替えるものとする。

## 第8 事業実施状況の報告等

- 1 協議会は、要綱第6の1に基づき、別記様式第4号別添1により当該年度の事業実施状況について、翌年度の7月末日までに都府県にあっては直接、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況の報告内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、地域協議会に対し改善の指導を行うなど必要な指導を行うものとする。
- 3 全国推進事業の事業実施主体は、要綱第6の3に基づき、別記様式第4号別添2により当該年度の事業実施状況について、翌年度の7月末日までに生産局長に提出するものとする。
- 4 生産局長は、3の事業実施状況の報告内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な指導を行うものとする。

## 第9 事業の評価

- 1 地域協議会は、要綱第7の1に基づき、別記様式第5号により事業実施主体による事業評価及びその報告を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に提出するものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する協議会の事業評価が、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、協議会に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第6号によりその評価を行うものとする。

なお、事業評価にあたっては、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ協議会から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第6号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は当該地域協議会に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長（生産局長を除く。）は、6により地域協議会を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。
- 9 全国推進事業の事業実施主体は、要綱第7の7に基づき、別記様式第8号により事業実施主体による事業評価及びその報告を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに生産局長に提出するものとする。
- 10 生産局長は、9の事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第9号に評価結果をとりまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

## 第10 補助対象経費

本事業による補助対象とする経費は、第3に掲げる各取組を実施するにあたって直接要する別紙の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

### 1 地区推進事業

#### (1) 最先端物流合理化技術導入への支援

##### ア 協議会の設置・運営

協議会の開催に係る経費であって、委員旅費、謝金、賃金、印刷製本費、通信運搬費等とする。

##### イ 新流通方式の導入に向けた関係者の連携促進

##### (ア) 講習会・情報交換会の開催

講習会・情報交換会に係る経費であって、専門員旅費、印刷製本費、通信運搬費等とする。

##### (イ) 流通実態調査の実施



流通実態調査に係る経費であって、賃金、印刷製本費、役務費、雑役務費等とする。

(ウ) 流通円滑化システム体制の構築

流通円滑化システム体制の構築に係る経費であって、委員旅費、謝金、賃金、印刷製本費、通信運搬費等とする。

ウ 青果物流通システムの構築

(ア) 新流通方式の導入実証

新流通方式の技術等の導入実証に係る経費であって、保冷車、保冷库等の機械・施設等借上費、原材料費、輸送費、賃金、役務費等とする。なお、リースにより機械等を導入する場合のリース料は、「機械・施設の物件価格（消費税を除く。以下同じ。）/耐用年数」以下であることとする。また、輸送専用コンテナを導入する場合は、「物件価格の1/3」以内とする。

(イ) 流通改善方策の策定

効率的な集配ルートや出荷規格・形態の統一化の検討・試作などによる既存の流通体系の効率化に向けた改善方策の策定等に係る経費であって、委員旅費、謝金、賃金、印刷製本費、通信運搬費等とする。

(ウ) 先端事例調査の実施

先進地等の調査に係る経費であって、専門員旅費、印刷製本費、通信運搬費等とする。なお、現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。また、海外調査については、補助の対象外とする。

(2) 最先端青果物長期貯蔵技術導入への支援

ア 検討会の開催

(1) のアで設置した協議会において、新たな長期貯蔵技術導入等の検討会に係る経費であって、会場借料、委員旅費、謝金、賃金、印刷製本費等とする。

イ 新たな長期貯蔵技術等の導入に向けた実証

(ア) 講習会等の開催

新たな輸送体系等に対応した長期貯蔵技術導入に資する講習会等に係る経費であって、専門員旅費、印刷製本費、委託費、通信運搬費等とする。

(イ) 実態調査の実施

(ア) の講習会等踏まえた実需者へのニーズ把握調査等に係る経費であって、賃金、印刷製本費、委託費、雑役務費等とする。

(ウ) 長期貯蔵技術等の実証

長期保存技術等の実証に係る経費であって、保冷車、保冷库、加工ライン等の機械・施設等借上費、貯蔵等設備使用料、原料購入費、賃金、役務費等とする。なお、リースにより機械等を導入する場合のリース料は、「機械・施設の導入費用/耐用年数」以下であることとする。

### 3 全国推進事業

(1) 協議会、検討委員会等の開催に係る経費であって、事業費、謝金、旅費、賃金、

雑役務費等とする。

(2) 研究会、情報交流会、研修会等に係る経費であって、備品費、事業費、謝金、旅費、賃金、雑務費、雑役務費等とする。

(3) 実証、調査等に係る経費であって、事業費、謝金、旅費、賃金、委託費等とする。

別紙

補助対象経費

青果物流通システム高度化事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品が1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体	消耗品は物品受払簿で管理すること。

		・試験等に用いる少額な器具等	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	国内旅費に限る。
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な情報収集等を行うための旅費として専門家に支払う経費	国内旅費に限る。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成	

		り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。
  - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
  - (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル